

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

バドミントン活動ガイドライン

(3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって)

令和2年6月12日

(第2版令和3年2月8日)

(第3版令和5年1月22日)

公益財団法人 日本バドミントン協会

本ガイドラインは、公益財団法人日本バドミントン協会が作成した、『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』の『3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって』を単独で公開しているものです。

大会実施時以外にも、講習会やイベントなどを行う際には本ガイドラインの内容を十分確認の上で、実施するようにしてください。

3章 バドミントン競技大会・イベント実施にあたって

3-1. 基本的な考え方

バドミントン競技大会及びイベントを開催する場合は、内閣府や厚生労働省等の関係各所の最新の発表内容をもとに、開催地都道府県及び市区町村の担当部署と協議の上、本資料を参照し実施にあたるようにしてください。

原則として参加者及び関係者の健康・安全の確保を最優先とし、大会規模は最新の発表情報を随時確認しながら実施については、以下の段階を踏まえて検討するようにしてください。

(令和5年1月22日時点)

今後のイベント開催制限の考え方

- これまでイベントの開催については、
 - ①基本的感染対策の徹底や、昨年11月以降は感染防止安全計画の策定・実施を前提に、
 - ②観客の大声の有無に応じた収容率の設定（大声あり50%、大声なし100%）、
 - ③イベント前後の人流抑制の観点からの総人数上限の設定（ただし、全員検査等で上乗せ可）といった対策によって、安全な実施を図ってきた。

- このような対策を図ったこともあり、会場内の感染リスクは感染防止安全計画の策定・実施と大声の有無に応じた収容率制限により適切に抑えられており、イベントが起点となり感染が拡大するリスクも小さいと考えられる。
イベント前後の感染対策については、基本的な感染対策の徹底や直行直帰についての個人への呼びかけ、飲食店への対策等によって対応することが可能と考えられる。

- このため、5,000人を超える大規模イベントについては、大声なしの担保・感染防止安全計画の策定・実施により、収容定員までの収容を可とする。（その他地域の行動制限と同様の制限とする。）
なお、地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、上限人数の制限を行うことは差し支えないものとする。（例：開催場所の基礎自治体の人口を上回るイベントについて、上限人数を設定する。）

(参考) イベント開催制限の変遷

時期		収容率※1	人数上限※1
令和2年4月7日～5月24日	屋内	主催者に慎重な対応を求める 等	
	屋外		
令和2年5月25日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	200人
令和2年6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	1,000人
令和2年7月10日～9月18日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 (できれば2m)	5,000人
令和2年9月19日 ～令和3年11月18日	大声なし	100%以内※2	5,000人 又は 収容定員の50% <small>のいずれか 大きい方</small>
	大声あり	50%以内※3	
令和3年11月19日～現在	大声なし	100%以内※2	安全計画を策定した場合は 収容定員まで※4
	大声あり	50%以内※3	

令和3年1月8日以降、一部都道府県において、緊急事態措置又は重点措置を実施。具体的な制限内容については以下参照。

※1 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が無い場合は密にならない程度の間隔。

※3 収容定員が無い場合は十分な人と人の間隔 (1m)

※4 安全計画を策定していない場合は5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

時期		収容率※1	人数上限※1	営業時間短縮
令和3年1月8日～11月18日	緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
	まん延防止等 重点措置区域 (令和3年2月13日～)	大声なし100% 大声あり50%		都道府県知事の判断
令和3年11月19日～現在	緊急事態措置区域	大声なし100% 大声あり50%	安全計画を策定した場合は 10,000人まで※5、6	都道府県知事の判断
	まん延防止等 重点措置区域		安全計画を策定した場合は 20,000人まで※5、6	

(補足1) 緊急事態宣言の下で、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合は、イベントの中止等、機動的に強い行動制限を伴う要請を行う。

(補足2) 令和3年4月25日～5月11日の緊急事態措置区域においては、社会生活の維持に必要なものを除き、原則無観客とした。

(補足3) 都道府県知事の判断により、より厳格な制限を可としている。

※5 安全計画を策定していない場合は5,000人まで

※6 対象者全員検査の実施等により、収容定員まで追加になる場合がある。

◆内閣官房 今後のイベント開催制限のあり方について (令和4年3月11日掲載)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai14/event_arikata_1.pdf

3-2. 大会開催への配慮及び準備に関する留意事項

主催者は大会実施に際して従来の大会運営作業に加えて、会場内において参加者が密にならないようにすることや、飛沫防止対策などの感染症拡大防止対策を行い大会運営することが必要となります。

以下の点などを事前に自治体等の関係機関と主催者側との間で確認し、事前に伝達事項の周知を行ってください。特にバドミントンの大会においては、当日の受付、パンフレット配布、オーダー用紙配布回収、会場練習、開閉会式、観客席や控室などでの試合待機時間などの場面で、参加規模によっては密な状態となることが想定されます。

従来の形に捉われず、開催時期や使用する施設の規模、地理的条件等を充分検討したうえで、大会規模を設定し実施に向けて作業を進めてください。

実施にあたり、**別表1** (当日に関する確認事項 (大会関係者向け)) をご使用ください。

(1) 大会関係者について

大会関係者（大会に関わる人）とは、選手だけでなく、チームスタッフ・大会スタッフ、大会カテゴリーによっては保護者までを対象とする。

- ・選手及び指導者、大会スタッフ等の関係者の総数を想定して検討する。
- ・運営スタッフ等の体調確認を行う。
運営に関わる全てのスタッフの検温を実施し、書類（団体用：別紙1）／個人用：別紙2）による体調の確認を行う。
- ・大会関係者は、常時マスクを着用する。水分補給を促し、熱中症対策も講じる。
- ・状況により、観客（応援者）の入場制限を行う。（事前告知）
→段階を経て、観客の入場方法を検討する。

(2) 会場内使用する物品の確認

感染拡大予防として、各所で使用する物品（消毒薬、遮蔽用具、清掃用具等）を事前に確認し準備する。その際、主催者側と開催施設側で準備する範囲等を明確にする。

(3) 式典等、運営の簡略化

開閉会式、表彰式などは、参加者が密になる状態を避けるため、開催の有無、参加者の制限、内容の簡略化など、柔軟に対応する。

- ・レセプションについては、極力開催しないこと。
- ・諸注意などの伝達事項は、書面配付やSNSを活用する。
- ・物品販売の規制又は禁止する。

(4) 大会会場内に関する確認及び準備事項

会場の使用方法等については、施設管理者（自治体・指定管理者等）と十分に協議の上、実施内容や役割を決める。

1) 会場出入口等

- ・運営上支障のない範囲でドアを常時開放する（換気とドアへの接触を防ぐため）
- ・開場時に人数を区切って入場させる（事前に来場時間分けを行うなど来場時間を分散する）、下駄箱の利用を禁止する（各自ビニール袋等で自己管理等を行う）等の入場制限を行う際は、事前に制限方法を決め、周知する。
- ・密を避けるため、組み合わせやタイムテーブルの貼付は行わなくてもよい。

2) トイレ、手洗い場所

トイレ（洗面所）は感染リスクが比較的高いため、以下に配慮する。

- ・関係者が触れると考えられる場所（洗面台、ドアノブ等）をこまめに消毒する。

- ・洗面所には、石鹼（ポンプ型が望ましい）やアルコール等の手指消毒剤を用意する。
- 3) 更衣室、食事・休憩・待機スペース（参加者）
- ・更衣室の使用については、施設管理者が定める基準に従う。
 - ・食事場所は、飛沫が発生し感染リスクが高いことから、場所を指定し、密にならないよう感染拡大防止を徹底する。
 - ・参加者の待機スペースは、施設管理者が定める基準に従う。
 - ・定期的な消毒を行う。
- 4) 大会本部及び関係者控室
- ・大会本部の設置は、密を避けるように配置し、適切な運営スペースを確保する。
 - ・関係者控室は、なるべく多くの部屋を確保し、密を避けるようにする。但し、確保が困難な場合は、飛散防止シート等の設置、利用人数の制限を行う。
 - ・可能な限り常時、窓や扉を開放する。難しい場合は、換気をこまめに行う。
 - ・運営物品や共用物等は、定期的に消毒を行う。
- 5) 競技会場（競技スペース）及び競技関係用具類等
- バドミントンの大会は体育館内で行われるため、換気については特に配慮をすること。
- ・遮光性に配慮の上、可能な限り窓や扉を開放して行う。
 - ・窓や扉の開放ができない場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。その際は、換気のタイミングや換気時間等を決め、事前に周知する。
なお、常時換気できる設備がある場合は、可能な限り使用する。
 - ・コートサイドには、選手が使用するカゴやドリンクケースを設置しない場合は、各自バッグを持参させ、飲み物もその中に収容させる。
 - ・コーチ席は感染拡大状況によっては、1席、または設置しなくてもよい。
 - ・毎試合終了後、必要に応じて、審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒する。（消毒係を事前に決めておく）
- 6) 競技関係者及び競技中の確認事項
- ・主審、サービスジャッジ、線審、得点係等は、基本的にマスクを着用する。
（水分補給を促し、熱中症対策を講じる）
 - ・サービスジャッジ、線審は手袋（ビニール/ゴム）を必要に応じて使用する
 - ・選手同士や審判員との握手は行わない。
 - ・感染拡大状況によっては、コールを必要最小限にしてもよい。

- ・シャトルの交換は、選手がシャトルを直接筒から取り出すか、シャトル係が手袋を着用して選手に渡す等してもよい。交換したシャトルは、選手が直接回収ボックスに入れる。

7) 観客の管理

- ・発熱者の入場を禁止する（外出前の検温の徹底または、入場時の検温を行う）。
発熱とは37.5℃以上ととらえる。
- ・施設管理者が定める基準に従い観客の入場を認める場合には、館内の人数を設定すること。
マスクの着用を徹底したうえで、出入口付近や通路にアルコール等の手指消毒剤を設置し、観客同士が密な状態にならないように配慮する。
- ・応援について施設管理者が定める基準に従い、声援や鳴り物を制限してもよい。
- ・館内で会話をする場合は、マスクの着用を励行する。
- ・会場内での諸注意等を事前周知する。

8) ゴミの処理

感染症拡大防止の観点から各自持ち帰り自宅で処分させる。

ただし、大会運営上発生したゴミは、マスク・手袋を着用した上で回収し、破棄する。

実施検討と実施にあたっては、最新の『催事の開催制限等について』を参照の上で開催の準備にあたるようにしてください。

- ◆内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策：基本的対処方針に基づく対応・関連した事務連絡等、別添基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について）参照（令和4年11月25日掲載）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20221125.pdf

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率上限(注2)	100%（注4）（注5）	大声なし：100% 大声あり：50%（注5）
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注6）	原則要請なし（注6）
	人数上限(注2)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注7）	5,000人
	収容率上限(注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
 (注3) 地域の实情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）
 (注6) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策 (1) 感染経路に応じた感染対策 ① 飛沫感染対策 □ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保 * 大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける） * 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、③反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、 □ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保 □ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施	○ マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・ 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 ・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑データや踏まえた増便等）による誘導 ○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> <p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% 屋外開催は除く <p>□ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p> <p>③接触感染対策</p> <p>□ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>④飲食時の感染対策</p> <p>□ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</p>	<p>○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）</p>

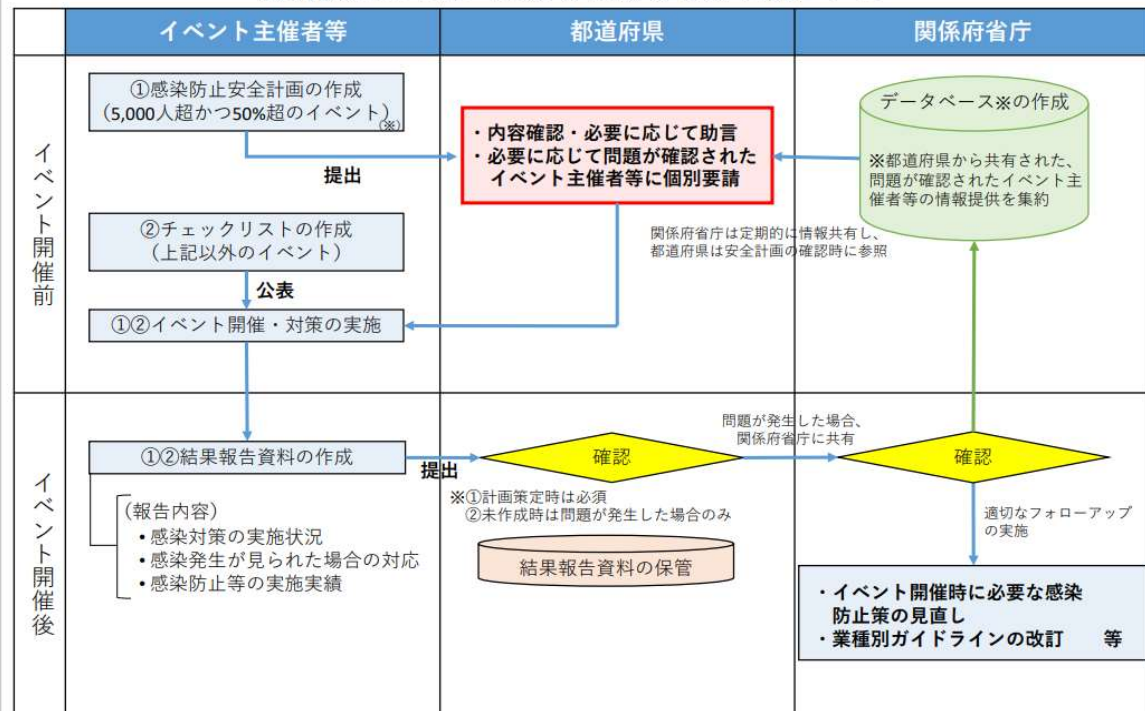
イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
<p>(2) その他の感染防止策</p> <p>⑤イベント前の感染対策</p> <p>□ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p> <p>⑥感染拡大対策</p> <p>□ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起</p>	<p>○ 体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p> <p>○ 感染者が発生した旨のHP等を活用した参加者への迅速な周知</p> <p>○ 各地域の通知サービス（QRコードを用いたもの等）等による参加者への注意喚起手法の確立</p>
<p>2. 出演者やスタッフの感染対策</p> <p>⑦出演者やスタッフの感染対策</p> <p>□ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康アプリの活用等による健康管理 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <p>○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 本番前後でのマスクの適切な着用 イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ <p>○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

別紙 3



3-3. 大会の参加者募集に関する留意事項

主催者は、大会参加者の募集に際し、事前に感染症拡大防止のため、参加にあたっての遵守事項を明確にし、参加者の安全を確保する。これを遵守できない参加者には、大会前・大会中に関わらず参加資格を取り消したり、途中退場を求めたりすることを事前に周知した上で募集を行うこと。

主催者が参加者に求める感染症拡大防止における以下の措置を周知すること

- (1) 次の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる
 - 1) 体調がよくない (例：発熱・咳・倦怠感などの症状がある)
 - 2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - 3) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の隔離期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- (2) マスクの持参・着用

競技を行っていない時や、競技中の競技者以外はマスクを着用すること
- (3) 手洗い、アルコール等による手指消毒等による日常の感染症予防の実施
- (4) 他の参加者、大会関係者等との距離の確保 (できるだけ 2m 以上) の励行
- (5) 大きな声での会話の禁止

- (6) 参加者把握のため、氏名・連絡先等の個人情報取得及び管理要項などで指定した様式にて回収し、保管を行う
- (7) 感染防止のために主催者が決めた措置の遵守、主催者の指示に従う

3-4. 大会当日の受付時に関する留意事項

主催者は、大会当日の受付時に参加者が密な状態となることを防止し、安全に大会を開催するため、以下について配慮する。

- (1) 受付場所には、アルコール等の手指消毒剤を準備する
- (2) 人が対面する箇所には、遮蔽物（アクリル板等）を設置する
- (3) 共用物品は定期的に消毒を行う
- (4) 必要に応じてインターネットやスマートフォンを活用した受付方法を取り入れ、密を避けるようにする（棄権の連絡やメンバー変更等）
- (5) 発熱や咳など体調不良の症状がある人の入場制限を行う（必要に応じて検温）

3-5. 大会参加者に関する留意事項

主催者は、感染拡大防止による大会運営方法や会場の使用方法等を大会参加者に周知する。

- (1) 受付時に、健康状態確認シート（自宅で検温）を提出する
- (2) 棄権時は、会場に行かず、メール及び電話等で連絡する
- (3) 試合以外では、マスクを着用する
- (4) 更衣室の使用については、施設管理や大会主催者が定める基準に従う
- (5) 観戦場所は、施設管理や大会主催者が定める基準に従う
- (6) 観戦中の応援は、施設管理や大会主催者が定める基準に従う
- (7) ウォーミングアップは距離をあけて行う
- (8) コートへの入退場は、大会主催者の指示に従う
- (9) コートサイドに、かごやドリンクケースが設置されない場合は、バッグ等を持参し、コートサイドもしくは所定の場所に置き、ドリンクもその中に収容する
- (10) ラケット・タオル等の用具の貸借はしない
- (11) 床の汗拭きは、モップもしくは所定の用具を使用する
- (12) 汗をコート内やコートサイドに投げない
- (13) シューズの裏を手で拭かない
- (14) 試合中、意図的な声出しを極力しない
- (15) プレーヤー同士やコーチとハイタッチ等の接触を行わない

- (16) コーチングは一定の距離を保ち、必要最小限に短時間で行う
- (17) ゴミは全て持ち帰り自宅で処分する
- (18) 小児（15歳未満・中学校3年まで）の場合、37.5未満の発熱であっても、選手の身体状況を総合的に判断し保護者が試合・合宿参加を決める。判断に迷う時は必ず医療機関を受診、医師の判断を仰ぐ

実施にあたり、**別表2**（当日に関する確認事項（選手向け））をご使用ください。

3-6. その他の留意事項

主催者は、大会関係者から感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意し、大会当日に大会関係者から提出された書面や大会申込み用紙を1か月は保管し、速やかに確認・提出できるようにしておくこと。

また、大会終了後に、大会関係者から感染症を発症したとの報告があった場合や会場周辺の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体（保健センターなど）とあらかじめ検討しておくこと。

【参考】

・感染情報調査について

感染者確認の連絡があった場合には速やかに、開催地の保健所と協議を行い対応してください。保健所から大会参加者・関係者に感染確認の連絡があった場合も同様の対応となります。

（感染症法が要請する情報開示について：十五条）

・感染情報開示について

新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「新感染症」になります。

そのため、都道府県各機関は感染者が確認されると、感染拡大防止等の為に発生状況や動向、原因などの情報等を各種情報から分析し公表することを行います。

ただし、その際の個人名の公開は必要なく、原則として非公開で実施されます。

その他の個人情報についても、本人や家族、関係者へ多大なる影響が及ぶことがあるため、十分に考慮し慎重に判断して取り扱ってください。

大会での感染確認の連絡等の際にも、該当保健所と協議の上で十分留意し内容検討の上で連絡を行ってください

（感染症法が要請する情報開示について：十六条）

別表1

当日に関する確認事項(大会関係者向け)	
<input type="checkbox"/>	マスクの適切な着用がされている
<input type="checkbox"/>	会場の換気が適切に実施されている（定期的な換気又は窓・ドアの開放）
<input type="checkbox"/>	各所ドアの適切な開放（ドアへの接触を防ぐため）
<input type="checkbox"/>	入場可能者の管理・チェック
<input type="checkbox"/>	入場制限（当日周知掲示）
<input type="checkbox"/>	人と人が対面する場所（受付・本部席等）が、密にならないような工夫がされている
<input type="checkbox"/>	全てのゴミの持ち帰りの事前周知（場合によってはゴミ箱の撤去をする）
<input type="checkbox"/>	利用者に食事場所が周知されており、遵守されている
<input type="checkbox"/>	更衣室・洗面所の利用ルールが守られている
<input type="checkbox"/>	各所に消毒剤が適切に準備・設置されている
<input type="checkbox"/>	施設の定期的な消毒（洗面台・観客席・手すり・机・椅子等）がされている
<input type="checkbox"/>	筆記具・ボード、など共用品の定期的な消毒がされている。
<input type="checkbox"/>	毎試合終了後、必要に応じ審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒のうえ、コートにモップを掛けている

別表2

当日に関する確認事項(選手向け)	
<input type="checkbox"/>	外出前に健康状態確認シートは記入する（受付時に提出）
<input type="checkbox"/>	37.5℃以上で、体調に異変を感じた時には参加を中止する （棄権の時は会場に行かず、メール及び電話で伝える）
<input type="checkbox"/>	観戦場所は、施設管理や大会主催者が定める基準に従う
<input type="checkbox"/>	待機時など試合以外はマスク着用する
<input type="checkbox"/>	ウォーミングアップは、距離を空けて行う
<input type="checkbox"/>	コートへの入退場時は大会主催者の指示に従う
<input type="checkbox"/>	挨拶の際は十分な距離を取り、審判・選手と握手は行わない
<input type="checkbox"/>	試合中、意図的な声出しを極力しない
<input type="checkbox"/>	コートサイドには各自バッグ等を持参し、飲み物もその中に収容する
<input type="checkbox"/>	ラケット、タオルの貸借をしない
<input type="checkbox"/>	汗をコート・コートサイドに投げることは絶対にしない
<input type="checkbox"/>	汗拭きはモップもしくは所定の用具を使用し行う
<input type="checkbox"/>	シューズの裏を手で拭くことはしない
<input type="checkbox"/>	プレーヤーまたはコーチとハイタッチ等を行わない
<input type="checkbox"/>	コーチングは一定の距離を保った上で、必要最小限に短時間で行う
<input type="checkbox"/>	更衣室の利用については、施設管理者や大会主催者が定める基準に従う
<input type="checkbox"/>	全てのゴミの持ち帰り自宅で処分する（感染症拡散防止の観点から）

◆首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部）

<http://www.kantei.go.jp/>

◆内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策：催事の開催制限等について）参照

<https://corona.go.jp/news/>

◆厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

◆スポーツ庁

<https://www.mext.go.jp/sports/>

◆公益財団法人日本スポーツ協会

<https://www.japan-sports.or.jp/>

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター

<https://www.jpnsport.go.jp/>

◆公益財団法人日本オリンピック委員会

<https://www.joc.or.jp/>

◆公益財団法人日本バドミントン協会

<https://www.badminton.or.jp/>

以上

令和2年 6月12日

令和5年 1月22日